

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会交通遺児育成助成金のご案内（令和５年度）

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会では、父母等が交通事故により死亡し、又は心身に著しい障害がある状態となった場合において、その遺児等の保護者に対して交通遺児育成助成金を支給しています。

交通遺児育成助成金の支給を希望される方は、以下の手続きにより申請してください。

1 交通遺児育成助成金の支給を受けることができる方

交通遺児育成助成金の支給を受けることができるのは、さいたま市内に住所を有し、小学校及び中学校の入学、中学校を卒業する遺児等の保護者（遺児等の親権者又はこれに準じる者で当該遺児を現に監護するもの）で、次のいずれかに該当する方です。

- (1)交通事故により両親又はそのいずれかが死亡した遺児等の保護者
- (2)交通事故により両親又はそのいずれかが心身に著しい障害がある状態（自動車損害賠償保障法施行令別表中障害の程度が３級以上の状態）になった遺児等の保護者

2 支給金額

種 別		助成金額
入学祝金	遺児等の小学校入学時	30,000円
	遺児等の中学校入学時	40,000円
卒業祝金	遺児等の中学校卒業時	100,000円

3 申請手続き

交通遺児育成助成金の支給を希望する場合は、次の申請書類すべてを社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会地域福祉課に提出していただきます。

(1)申請書類

- ① 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会交通遺児育成助成金支給申請書
本会ホームページでダウンロード（<https://www.saitamashi-shakyo.jp/>）するか、裏面「5 提出・問い合わせ先」で配布しております。
- ② 入学又は卒業を証明する書類（次のいずれか）
 - 令和６年４月に小学校及び中学校に入学される方
 - ☐ 市から送付される入学許可通知（写し）
 - ☐ 合格通知（写し）
 - 令和６年３月に中学校を卒業される方
 - ☐ 生徒手帳（写し）
- ③ 住民票 １通（申請時から３か月以内に発行された世帯全員の記載のあるもので、本籍及びマイナンバーの記載のないもの）
- ④ 交通事故証明書 １通（写し）（自動車安全運転センター等が発行する証明書）

⑤ 死亡又は障害となったことを証明する書類（次のいずれか）

○亡くなられたことがわかる書類

- ☐ 住民票の除票
- ☐ 戸籍謄本
- ☐ 死亡診断書（写し）

○障害の状態のわかる書類

- ☐ 自動車損害賠償責任保険等級認定通知書（写し）

※ 事故の原因が自動車ではない等自動車損害賠償責任保険等級認定通知書がない場合には、障害者手帳（写し）でも可

振込口座の確認について

助成金の振込において、口座番号や口座名義の相違により交付が遅れる事案が発生しています。申請にあたりましては、交通遺児育成助成金支給申請書裏面の振込口座に関する情報の記載に誤りがないかご確認いただくとともに、記載事項が確認できる書類（振込口座の通帳、キャッシュカード、口座情報照会の画面等で、金融機関・支店名、口座種別、口座番号、口座名義（カナ）のわかるもの）のコピーを添付し、ご提出くださいますようお願いいたします。

(2)提出先

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会地域福祉課まで郵送又は持参してください。

①郵送での提出の場合

「5 提出・問い合わせ先」あてに送付してください。

②持参での提出の場合

「5 提出・問い合わせ先」あてに持参してください。

なお、申請書類の受理及び問い合わせは、月曜日から金曜日（祝日除く）までの8時30分から17時15分までとなりますので、ご注意ください。

(3)提出期限

令和6年2月22日(木)必着

4 支給の可否の通知

令和6年3月中旬頃に郵送にて通知を送付いたしますのでご確認ください。

5 提出・問い合わせ先

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 地域福祉課

住 所 〒330-0061

さいたま市浦和区常盤9-30-22浦和ふれあい館

電 話 048-834-3133

FAX 048-835-1222

担 当 地域福祉係（神宮）

受付時間 月曜日から金曜日（祝日除く）までの8時30分から17時15分まで

様式第1号（第6条関係）（裏）

振込口座	銀行・信用金庫・農協・その他	支店
口座番号	普通・当座 No.	
口座名義		